



県章

# 山形県公報

平成28年1月19日(火)

第2714号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(村山総合支庁地域健康福祉課) ……61
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……62
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……63
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定……………(同) ……同
- 土地改良事業の計画変更の適当の決定……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

### 公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……64

## 告 示

### 山形県告示第56号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成28年1月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
株式会社クラ・ゼミ 静岡県浜松市中区田町230番地の15	こどもサポート教室「クラ・ゼミ」 山形錦町校 山形市錦町11番12号	児童発達支援	平成27.12.2
株式会社クラ・ゼミ 静岡県浜松市中区田町230番地の15	こどもサポート教室「クラ・ゼミ」 山形錦町校 山形市錦町11番12号	放課後等デイサービス	同

### 山形県告示第57号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年1月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
合同会社ジャングルグリーン	楽トレスペースGreen 山形市東原町三丁目9番16号	通所介護	平成27.12.24
株式会社N・フィールド	訪問看護ステーション デューン山形 山形市城南町一丁目18番17号ダイヤ65駅 西203号室	訪問看護	同 12.25
楡の木歯科医院	楡の木歯科医院 山形市宮町四丁目6番6号	居宅療養管理指導	同
株式会社笑美央	デイサービスEMIO 山形市陣場二丁目8番35号	通所介護	同 12.28

**山形県告示第58号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年1月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
合同会社ジャングルグリーン	楽トレスペースGreen 山形市東原町三丁目9番16号	介護予防通所介護	平成27.12.24
株式会社N・フィールド	訪問看護ステーション デューン山形 山形市城南町一丁目18番17号ダイヤ65駅 西203号室	介護予防訪問看護	同 12.25
楡の木歯科医院	楡の木歯科医院 山形市宮町四丁目6番6号	介護予防居宅療養 管理指導	同
株式会社笑美央	デイサービスEMIO 山形市陣場二丁目8番35号	介護予防通所介護	同 12.28

**山形県告示第59号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成28年1月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社CS須藤	もりんケア 山形市蔵王成沢2187番地の3	通所介護	平成27.12.31

**山形県告示第60号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成28年1月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅介護支援事業者の名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社CS須藤	介護相談センター山形 山形市蔵王成沢2187番地の3	居 宅 介 護 支 援	平成27. 12. 31

**山形県告示第61号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成28年1月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社CS須藤	もりんケア 山形市蔵王成沢2187番地の3	介護予防通所介護	平成27. 12. 31

**山形県告示第62号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成28年1月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定一般相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会福祉法人東根市社会福祉協議会 東根市中央一丁目3番5号	東根市社会福祉協議会指定一般相談支援事業所 東根市中央一丁目3番5号	平成27. 12. 11

**山形県告示第63号**

西川町土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成27年12月28日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年1月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書（維持管理）の写し及び変更後の定款の写し
- 2 縦覧に供する場所  
西川町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成28年2月1日から同年3月11日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

**山形県告示第64号**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年1月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

〃	西支店	〃 久保田三丁目1 番3号	〃 〃
〃	小白川支店	〃 小白川町二丁目 2番20号	〃 〃

を

〃	西支店	〃 久保田三丁目1 番3号	〃 〃
---	-----	------------------	-----

に、

〃	山形東支店	〃 あこや町三丁目 15番37号	〃 〃
---	-------	---------------------	-----

を

〃	小白川支店	〃 あこや町三丁目 15番37号	〃 〃
〃	山形東支店	〃	〃 〃

に改める。

附 則

この規程は、平成28年1月25日から施行する。

**公 告**

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成28年1月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃					摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が 104,000円 を超え 123,000円 以下の者	収入が 123,000円 を超え 139,000円 以下の者	収入が 139,000円 を超え 158,000円 以下の者	収入が 158,000円 を超え 186,000円 以下の者		収入が 186,000円 を超え 214,000円 以下の者
県営太田町アパ ート2号	米沢市太田町五 丁目1-10	3DK	74.0	2	一般用	23,300	26,900	30,800	34,700	39,700	45,800	3月分 の家賃 に相当 する額
同 4号	同	同	74.0	2	同	23,600	27,300	31,200	35,200	40,200	46,400	
同 春日アパー ト2号	同 春日五丁 目2-43	同	64.2	1	同	17,700	20,400	23,300	26,300	30,100	34,700	
同 中田第2ア パート1号	同 中田町 901-2	同	54.6	3	同	13,000	15,000	17,200	19,400	22,200	25,600	
同 2号	同	同	55.7	1	同	13,500	15,600	17,900	20,100	23,000	26,600	
同	同	同	55.7	2	同	13,500	15,600	17,900	20,100	23,000	26,600	
同 成島アパー ト2号	同 成島町三 丁目2-95	同	61.0	1	同	17,300	20,000	22,800	25,800	29,500	34,000	
同 米沢中央ア パート2号	同 中央七丁 目5-77	同	68.7	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,100	42,800	
同 中田第1ア パート2号	同 中田町 658-3	同	68.8	3	同	22,400	25,800	29,500	33,300	38,100	43,900	
同 3号	同	同	69.9	2	同	23,000	26,600	30,400	34,300	39,200	45,200	
同 5号	同	同	75.4	1	同	25,600	29,600	33,800	38,200	43,600	50,300	
同 相生アパー ト2号	同 相生町7 -65	同	72.9	1	同	23,300	26,900	30,800	34,800	39,700	45,800	
同 3号	同	同	72.9	2	同	23,600	27,300	31,200	35,200	40,200	46,400	
同 桜木アパー ト1号	南陽市三間通 1229-2	同	59.3	1	同	16,200	18,700	21,300	24,100	27,500	31,800	

同 2号	同 1229-1	同	59.3	1	同	16,200	18,700	21,300	24,100	27,500	31,800	
同 大町アパー ト	東置賜郡高島町 大字高島695- 12	同	58.0	1	同	13,900	16,100	18,400	20,800	23,700	27,400	

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。）であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。）又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成28年2月1日から同月5日まで（受付時間 午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は、平成28年2月5日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 平成28年3月下旬